

所管部課	健幸福祉部 保険年金課		部長	関根 崇	
件名	東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市国民健康保険税条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による地方税法の一部改正により、東大和市国民健康保険税条例において、課税区分に子ども・子育て支援納付金課税額を新設し、税率及び額を東京都が毎年度算定する東大和市の子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率とする改正を行ったところである。</p> <p>については、当該市町村標準保険料率の通知に基づき、子ども・子育て支援納付金課税額の率及び額を決定したときは、告示により、その内容を周知するため、東大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正したい。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率の通知を受け、子ども・子育て支援納付金課税額の率及び額を決定したときは、速やかにその内容を告示する規定を加える。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>告示により、市民へ速やかに周知することで、子ども・子育て支援納付金課税額に係る東大和市国民健康保険税の適正な賦課に寄与する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和8年3月 令和8年第1回市議会定例会において、東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（子ども・子育て支援納付金課税額関連）を議案提出し、承認済み。</p> <p>※総務課による事前審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続及び告示手続を進めたい。</p>					
5. 審議結果 決定					